

議案第52号

芽室町国民健康保険条例中一部改正の件

芽室町国民健康保険条例を次のとおり一部改正しようとするものであります。

令和3年12月1日提出

芽室町長 手 島 旭

芽室町国民健康保険条例の一部を改正する条例

芽室町国民健康保険条例（昭和34年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「40万4,000円」を「40万8,000円」に改め、同項ただし書中「1万6,000円」を「1万2,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 施行日前に出産した被保険者に係る芽室町国民健康保険条例第7条の規定による出産一時金の額については、なお従前の例による。

説 明

健康保険法施行令の一部改正に伴い、本条例を改正しようとするものであります。

芽室町国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として40万8,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万2,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 一略一</p> <p>附 則</p> <p>(施行期日)</p> <p><u>1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。</u></p> <p>(経過措置)</p> <p><u>2 施行日前に出産した被保険者に係る芽室町国民健康保険条例第7条の規定による出産一時金の額については、なお従前の例による。</u></p> | <p>(出産育児一時金)</p> <p>第7条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し出産育児一時金として40万4,000円を支給する。ただし、町長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243号）第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、これに1万6,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>2 一略一</p> |